【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出日】 2025年8月22日

【報告者の名称】 株式会社トプコン

【報告者の所在地】 東京都板橋区蓮沼町75番1号

【最寄りの連絡場所】 東京都板橋区蓮沼町75番1号

【電話番号】 03-(3558)-2532

【事務連絡者氏名】 取締役兼専務執行役員 財務本部長 秋山 治彦

【縦覧に供する場所】 株式会社トプコン

(東京都板橋区蓮沼町75番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社トプコンをいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、TK株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利並びに株券等預託証券を指します。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注6) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)、新株予約権及び株券等預託証券を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準と必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じとします。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注7) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開 買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬 が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注8) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者(affiliate)は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

(注9) 公開買付者、公開買付者及び当社の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関係会社を含みます。)は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)規則14e-5(b)の要件に従い、当社の普通株式、新株予約権及び株券等預託証券を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「本公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出事由】

公開買付者が、 2025年8月7日(現地時間)付けで、米国対米外国投資委員会から公開買付者による当社の普通株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)を承認する文書が発出され、同日(現地時間)付けで当該通知を受領したこと、 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第27条第2項但書に基づき、2025年8月18日付けで同項本文所定の待機期間が短縮され、2025年8月19日から本株式取得が可能となったことに伴い、当社が2025年7月30日付けで提出した意見表明報告書(2025年8月7日付けで提出した意見表明報告書の訂正報告書より訂正された事項を含みます。以下同じです。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

- 3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
 - (2) 意見の根拠及び理由 本公開買付けの概要
- 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】 訂正箇所には下線を付しております。

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

その後、公開買付者は、現地法律事務所との更なる協議を踏まえエジプト及びアラブ首長国連邦の競争法に係 るクリアランス手続が必要とならないことを確認し、また、2025年7月24日、未取得クリアランスを除き、2025 年7月29日までに本クリアランスの取得が完了し、同日までに本クリアランスの取得を除く本前提条件の全てを 充足することが確実であること、また、各国における審査状況を踏まえ現地法律事務所と確認し、EUの競争法に 係る本クリアランス手続については2025年8月中旬から下旬頃、ベトナムの競争法に係る本クリアランス手続に ついては2025年7月末から8月初旬頃、アルバニアの競争法に係る本クリアランス手続については2025年7月末 から8月初旬頃、ウクライナの競争法に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、日本の対内直接 投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、アメリカ合衆国の対内直接投資に係る本クリアラ ンス手続については2025年8月初旬頃、イタリアの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年7 月末から8月初旬頃、スペインの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、それぞ れ本クリアランスの取得が完了する見込みであり、未取得クリアランスの取得により必要となる本公開買付けに 係る公開買付届出書の訂正届出書の提出によっても、法第27条の8第8項に基づく本公開買付期間の延長が必要 とならない期限である2025年8月26日までに全ての未取得クリアランスの取得が完了することが見込まれたこと から、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本前提条件のうち未取得クリアランスの取得につい て、当社と合意の上で放棄し、本公開買付けを2025年7月29日より開始したい旨、当社に連絡したとのことで す。その後、公開買付者は、2025年7月25日(現地時間)付けでアルバニアの競争法に係る本クリアランス手続に ついて、2025年7月30日(現地時間)付けでベトナムの競争法に係る本クリアランス手続について、2025年7月29 日(現地時間)付けでイタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続について、それぞ れ本クリアランスの取得が完了したとのことです。なお、未取得クリアランス(アルバニア、及びベトナムの競争 法に係る本クリアランス手続並びにイタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続を 除きます。)の取得が完了した場合には、法第27条の8第2項に基づき、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提 出するとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

その後、公開買付者は、現地法律事務所との更なる協議を踏まえエジプト及びアラブ首長国連邦の競争法に係 るクリアランス手続が必要とならないことを確認し、また、2025年7月24日、未取得クリアランスを除き、2025 年7月29日までに本クリアランスの取得が完了し、同日までに本クリアランスの取得を除く本前提条件の全てを 充足することが確実であること、また、各国における審査状況を踏まえ現地法律事務所と確認し、EUの競争法に 係る本クリアランス手続については2025年8月中旬から下旬頃、ベトナムの競争法に係る本クリアランス手続に ついては2025年7月末から8月初旬頃、アルバニアの競争法に係る本クリアランス手続については2025年7月末 から8月初旬頃、ウクライナの競争法に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、日本の対内直接 投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、アメリカ合衆国の対内直接投資に係る本クリアラ ンス手続については2025年8月初旬頃、イタリアの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年7 月末から8月初旬頃、スペインの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、それぞ れ本クリアランスの取得が完了する見込みであり、未取得クリアランスの取得により必要となる本公開買付けに 係る公開買付届出書の訂正届出書の提出によっても、法第27条の8第8項に基づく本公開買付期間の延長が必要 とならない期限である2025年8月26日までに全ての未取得クリアランスの取得が完了することが見込まれたこと から、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本前提条件のうち未取得クリアランスの取得につい て、当社と合意の上で放棄し、本公開買付けを2025年7月29日より開始したい旨、当社に連絡したとのことで す。その後、公開買付者は、2025年7月25日(現地時間)付けでアルバニアの競争法に係る本クリアランス手続に ついて、2025年7月30日(現地時間)付けでベトナムの競争法に係る本クリアランス手続について、2025年7月29 日(現地時間)付けでイタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続について、それぞ れ本クリアランスの取得が完了したとのことです。また、公開買付者は、2025年8月7日(現地時間)付けでアメ リカ合衆国の対内直接投資に係る本クリアランス手続について、2025年8月18日付けで日本の対内直接投資に係 る本クリアランス手続について、それぞれ本クリアランスの取得が完了したとのことです。なお、未取得クリア ランス(アルバニア、及びベトナムの競争法に係る本クリアランス手続並びに<u>日本、アメリカ合衆国、</u>イタリア、 及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続を除きます。)の取得が完了した場合には、法第27 条の8第2項に基づき、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとのことです。

<後略>

以上